

庄司順一

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究

平成11年度研究報告書

平成12年3月

主任研究者 庄司順一

目 次

総括研究報告 被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究

主任研究者 庄 司 順 一

分担研究報告

分担研究1 被虐待児への総合的支援計画に関する研究（Ⅱ）

分担研究者 庄 司 順 一

- 1)乳児院における被虐待児の実態と対応に関する研究
- 2)資料：カリフォルニア州子ども虐待・ネグレクト通告法の紹介

分担研究2 被虐待児の精神的問題に関する研究

分担研究者 奥 山 真 紀 子

- 1)被虐待児のトラウマ反応と解離症状に関する研究
- 2)性的虐待・性被害への対応プロセスに関する基礎的研究
- 3)被性的虐待児への面接方法に関する研究（北米での例を中心に）

分担研究3 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究（Ⅱ）

分担研究者 柏 女 靈 峰

- 1)児童相談所における児童虐待への取り組みの実態
- 2)児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について－事例調査を通じて－
- 3)児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について
－処遇困難事例に関する質問紙及びヒアリング調査を通じて－

分担研究4 子ども虐待・ネグレクトリスクマネージメントモデルの作成 に関する研究

分担研究者 高 橋 重 宏

厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
総括研究報告書

被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究

主任研究者 庄 司 順 一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

研究要旨

子ども虐待(児童虐待)の相談件数はなお増加しつつあり、しかも、その処遇は大変困難で、児童相談所等においても苦慮することが多い。

そこで、本研究事業においては、昨年度に引き続き、以下の研究課題等に対して分担研究班を組織し、児童相談所、児童福祉施設等への質問紙調査や文献研究、事例の分析等の調査研究を行い、被虐待児の処遇および対応のあり方について、総合的な検討を行った。

分担研究1 被虐待児への総合的支援計画に関する研究(Ⅱ)

分担研究2 被虐待児の精神的問題に関する研究

分担研究3 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(Ⅱ)

分担研究4 子ども虐待・ネグレクトリスクマネージメントモデルの作成

に関する研究

具体的には、児童相談所における子ども虐待への援助の実情および課題の把握(分担研究3)、児童相談所における一時保護の要否判定を行う際に役立つリスクアセスメント・モデルの策定(分担研究4)、児童養護施設に入所している被虐待児を対象にトラウマ反応と解離症状の評価法の検討、および性的虐待・性被害への対応プロセスと面接方法の検討(分担研究2)、乳児院における被虐待児の心身の状態と対応の実態の検討(分担研究1)に関する研究を行った。

分担研究者氏名・所属施設及び所属施設における職名

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

青山学院大学文学部教授

奥山眞紀子 埼玉県立小児医療センター精神科医長

柏女靈峰 淑徳大学社会学部教授

高橋重宏 日本社会事業大学教授

A. 研究目的

子どもをめぐる諸問題の中でもっとも重大なものといえる子ども虐待(児童虐待)の相談件数は急増しつつある。全国の児童相談所で受理した虐待の相談件数は平成2年度 1,101 件であったのが、平成10年度には6,932 件と、この8年間で6倍を超える増加を示している。しかも、その処遇は大変困難であり、児童相談所等においても苦慮することが多い。子ども虐待への関係者の認識は高まってきたとはいえるが、現実にはなお多くの課題がある。

第1に、虐待の影響は低年齢の子どもほど深刻であり、したがって子どもを保護して乳児院に入所させたケースについての処遇、対応のあり方の検討が必要である。とくに、入所前からの、入所中の親との関わり、退所後のアフターケアを含む総合的な支援計画を立てるという視点が求められる。

第2に、被虐待児への処遇、対応を検討するうえで、虐待によって生じる精神的諸問題の正確な把握が必要である。

第3に、性的虐待・性被害を受けた子どもへのケアのあり方についての検討が重要な課題である。心理治療のみならず、うかつな聴取がさらにトラウマ体験となることが指摘されているが、わが国においては面接方法を含め、まだ十分な検討がなされていない。

第4に、子ども虐待への対応においては児童相談所が中核となるが、そこでの子ども虐待への対応の現状を把握し、それをふまえてより効果的な処遇システムの構築が求められている。

第5に、現在、全国の児童相談所における子

ども虐待への対応は必ずしも標準化されたものとはいえない。より的確な対応を行う基礎として、児童相談所(あるいは児童福祉司)の虐待への共通した認識が必要であると考えられる。

そこで、本研究事業においては、昨年度に引き続き、以下の研究課題等に対して専門家による分担研究班を組織し、児童相談所、児童福祉施設等への質問紙調査や文献研究、事例の分析等の調査研究を行い、被虐待児の処遇および対応のあり方について、総合的な検討を行った。

分担研究1(分担研究者:庄司順一)被虐待児への総合的支援計画に関する研究(Ⅱ)

- 1) 乳児院における被虐待児の実態と対応に関する研究
- 2) 資料:カリフォルニア州子ども虐待・ネグレクト通告法の紹介

分担研究2(分担研究者:奥山真紀子)被虐待児の精神的問題に関する研究

- 1) 被虐待児のトラウマ反応と解離症状に関する研究
- 2) 性的虐待・性被害への対応プロセスに関する基礎的研究
- 3) 被性的虐待児への面接方法に関する研究(北米での例を中心に)

分担研究3(分担研究者:柏女靈峰)児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(Ⅱ)

- 1) 児童相談所における児童虐待への取り組みの実態
- 2) 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について一事例調査を通じて
- 3) 児童相談所における被虐待児童処遇の

あり方について
－処遇困難事例に関する質問紙及びヒア
リング調査を通じて－
分担研究4(分担研究者:高橋重宏)子ども
虐待・ネグレクトリスクマネジメントモデルの
作成に関する研究

B. 研究方法

福祉心理学、小児精神医学、子ども家庭福
祉等の領域の専門家からなる上記の分担研
究班を組織し、文献研究、質問紙調査、事例
の分析等の調査研究を行った。

C. 研究結果および考察

分担研究1：被虐待児への総合的支援 計画に関する研究（Ⅱ）

1) 乳児院における被虐待児の実態と対応 に関する研究

乳児院における被虐待児の心身の状態、
乳児院での対応の実態と課題を詳細に検討
するために、「乳児院における被虐待児に関
する調査」を実施した。対象は、全国の乳児院
114施設を平成10年度に退所した子どもである。
各乳児院に調査票を郵送で配布、回収し
た。80施設(有効回答施設は70.2%)から380
票の有効回答を得た(これを被虐待児群とす
る)。当該年度に当該施設を退所した子どもは
1,979名であり、380名は19.2%にあたる。

これらの被虐待児について、虐待のタイプ
などを分析するとともに、虐待の背景要因(子
ども側の要因と家庭の状況)、乳児院入所後
にみられた心身の問題、養育にあたっての留
意点、退所時にみられた子どもの身体的、心

理行動的問題、父母とのかかわり、支援の状
況、関係機関との連携などについて検討を行
った。

今回の調査結果は、平成9年度に乳児院を
退所した子どもを対象とした前年度の調査結
果(25.0%)より若干低い値となっていた。しかし、
いずれにしろ、乳児院への入所において主た
る理由が「虐待」であることは少ない(4.9%)が、
「遺棄」「父母の家出(蒸発)」「養育拒否」など、
退所した子どもたちの1/4ないし1/5は虐待
ないし虐待と密接な関連のある状態といえた。

これら被虐待児群は、その他の理由による
乳児院入所児と比べて、在所期間が長く、し
かも家庭引き取りが困難であることが示された。
また、低出生体重児の割合が高いこと(24.
8%)、乳児院入所までの親子分離経験をもつ
ているものが多いこと、発達停滞や慢性疾患
などをもっているものが多いことが示された。さ
らに、被虐待児群の父母の状況については、2
0歳未満で出産した母親が多いこと、父親に
ついては不明の点が多いことが指摘されるとともに、父母ともに精神的な問題をかかえている
ものが多いことが示唆された。

被虐待児の心身の問題や行動上の問題に
ついては、それを有するものが少なくないこ
とが示され、養育にあたっての困難さが示唆さ
れた。これらの児の養育にあたっては、「保育
者と子どもとの信頼関係づくり」に留意して
いることが示されたが明らかにされた。ただ、心理
的対応の必要性を感じたのは約20%あった
が、実際に何らかの心理的対応を行ったのは
約5%にすぎず、心理的対応のあり方につい
ての検討が必要であると考えられた。

入所直後にみられた心身の問題や行動上
の問題のその後の推移をみると、「行動問題」

「習癖、こだわり」は改善率が低く、乳児院退所後に継続する問題が予想され、長期にわたってきめ細かい対応が必要とされる場合もあると考えられた。

父母との関わりにおいても問題やトラブルが生じることも予想され、児童相談所とのいっそうの連携や家庭支援専門相談員の積極的な導入などにより、より専門的な対応やアフターケアを行う体制の整備が求められるように思われた。

2) 資料: カリフォルニア州子ども虐待・ネグレクト通告法の紹介

通告制度のあり方に関して、アメリカ・カリフォルニア州の「子ども虐待・ネグレクト通告法」に関する冊子の一部を翻訳、紹介し、資料として付した。

分担研究2：被虐待児の精神的問題に関する研究

1) 被虐待児のトラウマ反応と解離症状に関する研究

被虐待児の精神的問題の中核にあると考えられるトラウマ反応と解離症状を明らかにするために、研究協力者が関係している6カ所の児童養護施設に入所している児童179名を対象に、トラウマ反応を評価するためにTSCC(トラウマ症状チェックリスト)とCDC(子どもの解離症状に関するチェックリスト)を、そして虐待体験の有無に関する調査票の3種類の質問紙を実施し、統計学的に検討を行った。CD Cと虐待体験に関する調査票はそれぞれの子どもを担当しているケアワーカーに回答してもらい、また8歳以上の児童はTSCCに直接回答した。179名のうち、何らかの虐待を受けていたものが79.3%いた。CDCの得点は虐待

群で有意に高かった。また、解離性障害を疑わせるカットオフポイントとされる12点を上回った児は7.3%であった。TSCCの得点は、心理的虐待のみ有意に高くなっていた。これらのことから、解離性障害に至っている子どもも少なくないこと、被虐待児の症状とその治療を考えるときには解離症状は重要なポイントとなることが示唆された。また、トラウマ反応は心理的虐待と相関が高いことが明らかとなつた。心理的虐待は発見が困難であるが、そのトラウマ反応は大きいと考えられ、早期の介入と治療が必要であることが明らかとなつた。

2) 性的虐待・性被害への対応プロセスに関する基礎的研究

昨年度、専門家が関与した性的虐待に関する調査を行い、39例について統計的な検討を行った。今年度は、その39例についてより詳しい事例検討を行い、対応プロセス上の問題点を検討した。その結果、現時点では、早期発見につながる子どものサインを明らかにし、アセスメントの方法を確立することがもっとも重要であると考えられた。

3) 被性的虐待児への面接方法に関する研究(北米での例を中心に)

性的虐待の対応に関する先進国といえる北米での面接法について文献的に検討を行つた。その結果、子どもへの面接が大切であり、その技法の習得が重要なポイントになることが明らかとなつた。

分担研究3：児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(Ⅱ)

1) 児童相談所における児童虐待への取り組みの実態

全国174の児童相談所を対象に、厚生省と

共同で平成 10 年度に実施した「児童虐待に対する児童相談所の取り組みの実態」に関する調査(所票調査、概要は厚生省から報告済み)についてさらに詳細な分析を行った。その結果、通告義務等に関する広報啓発活動、迅速な立入調査に向けた事務手続きの改善、初期介入における迅速な機関決定とチーム対応、夜間・休日における一時保護所での児童の受け入れ等については、おおむね適切な対応がなされているおと考えられる一方で、施設入所措置後における施設からの報告聴取や施設への定期的訪問、他機関との定例的な会議の開催状況等については低調であること、強制引き取り事例が少なくないこと、家庭引き取り後のフォローアップが不十分であることなど、いくつかの課題を残していることも明らかとなつた。

2) 児童相談所における被虐待児童処遇の

あり方について一事例調査を通じてー

本研究では、平成 10 年度に報告した「児童相談所における被虐待児童に対する処遇実態調査(事例調査)」のクロス分析及び検定等を行い、ケース処遇を困難にする要因や困難度、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、児童相談所内のチームワーク形成の特徴について明らかにすることを目的とした。

その結果、一時保護を行った児童虐待事例の7割以上が、一般的な他事例と比較して困難であると認識されたが、一時保護経験を含む児童相談所との関わりが長期的に繰り返されている実態や、保護者の援助への拒否、施設措置への同意取得困難、施設への強引な引き取り要求、児童相談所・施設に非協力的、保護者が虐待の事実を認めない等、保護者への対応の難しさがケース処遇を困難にしている要因であることが示唆された。

3) 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方についてー処遇困難事例に関する質問紙及びヒアリング調査を通じてー前年度の研究結果をふまえ、対応に苦慮した虐待事例について事例研究を行い、児童相談所内の体制、関係機関とのネットワーク、担当者の職務状況、とくに時間的・心理的負担についてヒアリングを実施し、虐待事例におけるより詳細な連携状況や処遇上職員が感じている点について分析を深め、現状と今後の課題を考察することを目的とした。

調査時期は平成 11 年 9 月～平成 12 年 2 月。質問紙は郵送で行い、回収後ヒアリングを実施した。全国の児童相談所のうち、20 カ所を対象として選定し、平成 10 年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護したものから、あらかじめ設定した条件を満たす事例を各所 1 事例選定してもらい、質問紙とヒアリングを行った。

その結果、担当者は、いずれの事例でも、時間的・心理的負担を感じており、人員の絶対数の不足からくる担当ケースの多さに加え、関係機関との連絡調整に多くの時間を費やしていること、所内での相談が、システム上存在しても、活用できない場合があること、保護者の同意取り付けや引き取り要求への対応の過程でストレスを受けていることなどが明らかとなつた。

分担研究 4：子ども虐待・ネグレクトリスクマネジメントモデルの作成に関する研究

本研究は平成9年度から開始され、平成 11 年度は最終年度である。2年間の研究成果をふまえ、今年度は、①日本版「子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル」の作成と、

②改訂されたカナダ・オンタリオ州のカリキュラム・ハンドアウト「オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル:1999年改訂版」、「子ども保護ケースのための新基準」、ハンドアウト「子ども家庭サービス改正法(サービスプロバイダー用法律参照冊子)」等を翻訳した。

日本版「子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル」に関しては、厚生省児童家庭局監修「子ども虐待対応の手引き」の中の、相談・通告への対応、子どもの一時保護の要否判定を行う際に役立つリスク・アセスメント・モデルの策定に焦点をあてた。

このようなリスク・アセスメントを行うことにより、情報収集を綿密に行うことと、速やかに判断することとのバランスについても、的確な判断が可能になると考えられた。

D. 結 論

本年度、本研究班で実施した研究は、虐待のタイプでみれば、虐待全般とともに、性的虐待・性被害を取り上げ、機関でみれば、児童相談所、児童養護施設、乳児院を取り上げ、また研究方法でみれば、文献研究(とくに北米の諸資料の検討)、質問紙調査、ヒアリング調査、事例研究を取り上げ、研究の方向性からみれば、臨床研究とともに制度研究を含む、総合的な研究であり、そこから重要な知見が得られたといえよう。

しかし、言うまでもなく、残された課題も少なくない。次年度は最終年度であるので、研究を継続発展させるとともに、これまでの知見を集約して被虐待児童の処遇および対応について提言したい。

E. 研究発表

1. 論文発表

庄司順一:乳児院における被虐待児への援助. 乳児保育, 138, 4-5, 1999

庄司順一:子ども虐待と保育所. 月刊保育とカリキュラム, 49(4), 52-53, 2000

才村 純:被虐待児童の施設からの強制引き取りの実態と課題(その1、その2). 保育界, 2000年2月号, 30-32; 3月号, 28-31

2. 学会発表

谷口和加子・庄司順一:都道府県における虐待防止の取り組みの現状. 日本福祉学会第47回全国大会, 1999年10月

尾木まり・柏女靈峰ほか:児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(1). 日本福祉学会第47回全国大会, 1999年10月

村田典子・柏女靈峰ほか:児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(1). 日本福祉学会第47回全国大会, 1999年10月

3. ビデオ

厚生省企画・子ども虐待啓発ビデオ検討委員会(庄司順一・奥山眞紀子・高橋重宏・才村純・小山 修ほか):子どもの声に耳をすませて—子どもの虐待防止 あなたにできることー. 恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所, 2000

平成 11 年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究（H10-子ども-029）
主任研究者：庄司順一（日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長）

分担研究報告書

被虐待児への総合的支援計画に関する研究（Ⅱ）

分担研究者 庄司 順一 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長

研究要旨

子ども虐待（児童虐待）への対応に関しては、発見、通告から調査、判定、処遇決定、処遇（施設入所等）の実施、家庭への再統合に向けての支援などの時系列をふまえつつ、総合的に考えていく必要がある。本分担研究班では、昨年度は、都道府県における虐待防止への取り組みの現状、乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題、総合的支援の成功例と失敗例の 3 課題について検討を行った。今年度は、乳児院における被虐待児の心身の状態、乳児院での対応の実態と課題を詳細に検討するため、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。対象は、全国の乳児院 114 施設を平成 10 年度に退所した子どもである。各乳児院に調査票を郵送で配布、回収した。有効回答施設数は 80 施設 (70.2%)、有効回答数は 380 票であった（これを被虐待児群とする）。当該年度に当該施設を退所した子どもは 1,979 名であり、380 名は 19.2% にあたる。

これらの被虐待児について、虐待のタイプなどを分析するとともに、虐待の背景要因（子ども側の要因と家庭の状況）、乳児院入所後にみられた心身の問題、養育にあたつての留意点、退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題、父母とのかかわり、支援の状況、関係機関との連携などについて検討を行った。

なお、通告制度のあり方に関して、アメリカ・カリフォルニア州の「子ども虐待・ネグレクト通告法」に関する冊子の一部を翻訳、紹介し、資料として付した。

研究協力者

谷口和加子	日本子ども家庭総合研究所
安藤朗子	日本子ども家庭総合研究所
阿部優美子	日本子ども家庭総合研究所
帆足英一	都立母子保健院副院長
奥山眞紀子	埼玉県立小児医療センター精神科医長

二ッ山 亮	丘の上乳幼児ホーム家庭支援専門相談員
鈴木祐子	二葉乳児院副園長
高橋重宏	日本社会事業大学教授
大坂多恵子	丘の上乳幼児ホーム院長
平田ルリ子	清心乳児院院長
吳 太善	都立母子保健院
水谷暢子	浜松乳児院院長
恒次欽也	愛知教育大学教授
松原康雄	明治学院大学教授
才村 純	日本子ども家庭総合研究所
小山 修	日本子ども家庭総合研究所

研究：乳児院における被虐待児の実態と対応に関する研究（Ⅱ）

A. 研究目的

児童福祉施設（乳児院）における被虐待児への対応の実態と課題を詳細に検討するために、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。乳児院を対象としたのは、虐待は低年齢児ほど数が多く、また影響は深刻であるとともに適切な養育により改善もみられやすい予想され、しかも児童養護施設入所児に比べて検討されることが少ないためである。

B. 研究方法

全国の乳児院 114 施設を平成 10 年度に退所した子どもを対象に、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。調査項目は、入所理由、虐待のタイプ、虐待の背景要因（子ども側の要因と家庭の状況）、乳児院入所後にみられた

心身の問題、養育にあたっての留意点、退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題、父母とのかかわり、支援の状況、関係機関との連携など、乳児院での被虐待児の実態、および対応の実際と課題などであった。

C. 研究結果

有効回答施設数は 80 施設(70.2%)、有効回答数は 380 票であった。当該年度に当該施設を退所した子どもは 1,979 名であり、380 名は 19.2% にあたる。

この 380 名の入所理由の内訳は、「主たる入所理由」が「虐待」であったもの 97 名 (4.9%)、「父母不明（遺棄）」 34 名 (1.7%)、「父母、父または母の家出（蒸発）」 91 名 (4.6%)、「養育拒否」 89 名 (4.5%) で、「主たる入所理由はその他であるが、入所後に虐待であることが判明した」 69 名 (3.5%) であった。この 380 名を被虐待児群とした。

「主たる入所理由」が「虐待」であつ

た 97 名の虐待のタイプは、身体的虐待 77 名(97 名のうちの 79.4%)、ネグレクト 17 名(17.5%)、心理的虐待 3 名(3.1%)で、性的虐待はいなかった。「主たる入所理由」は上述の「虐待」「遺棄」「蒸発」「養育拒否」ではなかつたが、乳児院入所後に、家庭で虐待を受けていたことが判明した 69 名の虐待タイプの内訳は、身体的虐待 12 名、ネグレクト 43 名、心理的虐待 4 名、きょうだいが虐待を受けているなど本児も虐待を受けるおそれがある 3 名、記載不十分 7 名であり、このうちの記載不十分な 7 名を除いた 62 名を前述の 97 名と加えた 159 名を虐待のタイプ別の検討の対象とする。

今回の分析で主に取り上げたのは、被虐待児（これには、入所理由が「遺棄」「蒸発」「養育拒否」といった虐待に密接な関連のある状態にいた子どもを含む）380 名である。

これら被虐待児群について、入所理由、虐待のタイプ、虐待の背景要因（子ども側の要因と家庭の状況）、乳児院入所後にみられた心身の問題、養育にあたっての留意点、退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題、父母とのかかわり、支援の状況、関係機関との連携などについて、検討を行った。

D. 考 察

今回の調査結果は、平成 9 年度に乳児院を退所した子どもを対象とした前年度の調査結果(25.0%)より若干低い値となっていた。しかし、いずれにしろ、乳児

院への入所において主たる理由が「虐待」であることは少ない(4.9%)が、「遺棄」「父母の家出（蒸発）」「養育拒否」など、退所した子どもたちの 1/4 ないし 1/5 は虐待ないし虐待と密接な関連のある状態といえた。

これら被虐待児群は、その他の理由による乳児院入所児と比べて、在所期間が長く、しかも家庭引き取りが困難であることが示された。また、低出生体重児の割合が高いこと(24.8%)、乳児院入所までの親子分離経験をもっているものが多いこと、発達遅滞や慢性疾患などをもっているものが多いことが示された。さらに、被虐待児群の父母の状況については、20 歳未満で出産した母親が多いこと、父親については不明の点が多いことが指摘されるとともに、父母とともに精神的な問題をかかえているものが多いことが示唆された。被虐待児の心身の問題や行動上の問題については、それを有するものが少なくないことが示され、養育にあたっての困難さが示唆された。これらの児の養育にあたっては、「保育者と子どもとの信頼関係づくり」に留意していることが示されたが明らかにされた。ただ、心理的対応の必要性を感じたのは約 20% あったが、実際に何らかの心理的対応を行ったのは約 5% にすぎず、心理的対応のあり方についての検討が必要であると考えられた。入所直後に入所直後に入られた心身の問題や行動上の問題のその後の推移をみると、「行動問題」「習癖、こだわり」は改善率が低く、乳児院退所後に継続する問題が予想され、長期にわ

たってきめ細かい対応が必要とされる場合もあると考えられた。

父母との関わりにおいても問題やトラブルが生じることも予想され、児童相談所とのいっそうの連携や家庭支援専門相談員の積極的な導入などにより、より専門的な対応やアフターケアを行う体制の整備が求められるように思われた。

E. 結論

乳児院における被虐待児の実態および対応の現状を明らかにするために、平成10年度に乳児院を退所した子どもたちを対象とした調査を行い、在所期間や退所先、虐待の背景要因（子ども側の要因、父母の状況）などから、被虐待児群は乳児院入所児の中で特徴をもった一群であることが示された。また、被虐待児群では心身の問題や行動上の問題を有するものが少なくないことが明らかになり、その養育の困難さが示唆され、養育にあたっての配慮、心理的対応のあり方についての検討が必要であると考えられた。また、乳児院退所後にも継続する問題が予想され、長期にわたってきめ細かい対応が必要なこともあると考えられ、経過をフォローアップしていく必要が示唆された。

父母との関わりに関しては、児童相談所とのいっそうの連携や家庭支援専門相談員の積極的な導入などによる、より専門的な対応が求められると考えられた。

資料：カリフォルニア州子ども・ネグレ

クト通告法の紹介

わが国においては国会における「児童虐待防止法」の制定への動きに関連して、虐待への通告制度のあり方について、関心が高まっている。最近、カリフォルニア州の子ども虐待・ネグレクト通告法に関する小冊子「カリフォルニア州子ども虐待・ネグレクト通告法－保健関係者のための論点と回答－」(The California Child Abuse & Neglect Reporting Law: Issues and Answers for Health Practitioners, State Department of Social Services, Office of Child Abuse Prevention, 1997)が作成されたが、これは通告法のあり方を考えるうえで示唆に富むものと考えられるので、その一部を翻訳、紹介した。

乳児院における被虐待児の実態と対応に関する研究

庄司順一・谷口和加子・安藤朗子・帆足英一・奥山眞紀子・ニッ山 亮・鈴木祐子・高橋重宏

A. 研究目的

子ども虐待(児童虐待)への対応に関しては、発見、通告から調査、判定、処遇決定、処遇(施設入所等)の実施、家庭への再統合に向けての支援など、時系列をふまえつつ、総合的に考えていく必要がある。本分担研究班では、昨年度は、都道府県における虐待防止への取り組みの現状、乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題、総合的支援の成功例と失敗例の3課題について検討を行った。乳児院を対象としたのは、虐待は低年齢児ほど数が多く、また影響は深刻であるとともに適切な養育により改善もみられやすい予想され、しかも児童養護施設入所児に比べて検討されることが少ないためである。

前年度は、乳児院における被虐待児童の実態を明らかにするとともに、保護者による強制引き取り、乳児院退所後に家庭で虐待を受けた事例、および退所後に死亡した例についての調査を行った。その結果、乳児院を平成9年度に退所した子どものうち 25.0%が被虐待児であると考えられた。保護者の強制引き取りによる退所であったのは 22 名(退所児の 0.8%)、退所後に家庭で虐待を受けた事例は過去5年間に退所した子どものうち 91 名(0.7%)、退所後の死亡例は 13 名(0.1%)であった。

今年度は、虐待、および虐待と密接な関連があると考えられる遺棄、父母の家出(蒸発)、養育拒否などで入所した子どもの心身の状態、乳児院での対応の実態と課題を明らかにするために調査を行った。

B. 研究方法

全国乳児福祉協議会の協力のもとに、「乳児院における被虐待児に関する調査」を実施した。調査項目は、入所理由、虐待のタイプ、虐待の背景要因(子ども側の要因と家庭の状

況)、乳児院入所後にみられた心身の問題、養育にあたっての留意点、退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題、父母との関わり、支援の状況、関係機関との連携など、乳児院での被虐待児の実態、および対応の実際と課題などであった。

対象は、平成 10 年度(平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで)に乳児院を退所した児童である。調査対象施設は全国の乳児院 114 施設であった。これらの施設に調査票を郵送で配布、回収した。

結果の整理は、項目ごとに集計し、必要な場合クロス集計を行った。自由記述の分析は本研究事業リサーチ・レジデント(安藤朗子)が担当したので、平成 11 年度厚生科学研究子ども家庭総合研究推進事業研究実績報告書で報告する。

C. 研究結果および考察

1 回収数等について

調査票は全国の乳児院 114 施設に配布し、84 施設から 433 票の回答が得られた。施設数でみると、回収率は 73.7%となる。ただし、4 施設は無効回答票だけであったので、有効回答施設数は 80 施設(有効回答施設 70.2%)となる(なお、集計後、1 施設から有効回答 9 票が送付されてきた。これは以下の報告に含めない)。

回収された調査票のうち、無効回答 53 票は、(a)対象児の退所時期が平成 10 年度ではなかった事例 39 票で、(b)残り 14 票は、入所理由が「その他」(虐待・遺棄・父母蒸発・養育拒否以外)で、乳児院入所後に家庭で虐待を受けていたことが判明した事例であるが、どのようなタイプの虐待であるか記述がなかったものである。これら無効回答を除いた 380 票を有効回答とした。調査対象の母数は、平成 10 年度に全国の 80 カ所の乳児院を退所した 1,979 名であり、その 380 名が被虐待児ない

し虐待と関連の深い状況にある児童であった。これは、19.2%にあたる。

回答者は、看護婦(23.7%)、保育士(23.4%)、施設長(副施設長)(21.6%)、婦長・主任保育士(13.9%)、家庭支援専門相談員(9.5%)、事務職(3.9%)、その他(2.9%)、回答なし(1.1%)であった。

2 被虐待児について

1)虐待のタイプなど

平成10年度に乳児院を退所した子どものうち、入院したときの「主たる入所理由」が「虐待」であったものは97名(4.9%)であった。このほか、「父母不明(遺棄)」34名(1.7%)、「父母、父または母の家出(蒸発)」91名(4.6%)、「養育拒否」89名(4.5%)、「主たる入所理由はその他であるが、入所後に虐待であることが判明した」69名(3.5%)を合計すると、前述のように、380名(19.2%)となる(表1)。この380名を被虐待児群ということにする。

「主たる入所理由」が「虐待」であった97名について、虐待のタイプを記載してもらったところ、身体的虐待77名(97名のうちの79.4%)、ネグレクト17名(17.5%)、心理的虐待3名(3.1%)で、性的虐待はいなかつた(表2)。

次に、「主たる入所理由」は上述の「虐待」「遺棄」「蒸発」「養育拒否」ではなかつたが、乳児院入所後に、家庭で虐待を受けていたことが判明した子どもが69名(3.5%)いた。この69名の虐待タイプの内訳は、身体的虐待12名、ネグレクト43名、心理的虐待4名、きょうだいが虐待を受けているなど本児も虐待を受けるおそれがある3名、記載不十分7名であり、このうちの記載不十分な7名を除いた62名を前述の97名とえた159名を虐待のタイプ別の検討の対象とした(表2)。

以下の分析で主に取り上げるのは、被虐待児(これには、入所理由が「遺棄」「蒸発」「養育拒否」といった虐待に密接な関連のある状態にいた子どもを含む)380名であり、虐待のタイプによる詳細な検討は次年度に行う。

2)性別、入退所時の年月齢など

被虐待児群380名の性別についてはほぼ男女同率であった(男児47.9%、女児48.4%、無回答3.7%)。

入所時月齢は、6カ月未満43.9%、6カ月～1歳未満23.4%、1歳～1歳6カ月未満16.6%、1歳6カ月～2歳未満11.1%、2歳以上5.0%であった。

退所時月齢は、6カ月未満6.1%、6カ月～1歳未満6.8%、1歳～1歳6カ月未満11.6%、1歳6カ月～2歳未満15.0%、2歳～2歳6カ月未満23.7%、2歳6カ月～3歳未満19.5%、3歳以上17.4%であった。

在所期間は、1カ月未満7.9%、1カ月～3カ月未満5.5%、3カ月～6カ月未満9.2%、6カ月～1年未満18.9%、1年～1年6カ月未満15.5%、1年6カ月～2年末満17.6%、2年～3年末満20.8%、3年以上4.5%であった。

退所先は、親元引き取り29.2%、親族宅4.5%、児童養護施設41.1%、障害児施設4.2%、里親委託16.1%、その他4.2%、無回答0.8%であった。

3)考察

今回の調査も、前年度と同様に、調査対象を、主たる入所理由が「虐待」となっているものに加えて、父母不明(遺棄)、父母の家出(蒸発)、養育拒否を加えた。さらに、主たる入所理由はこれらではないが、乳児院入所後に家庭にいる間に虐待を受けていたと考えられる事例も含めた。

平成10年度に80施設の乳児院を退所した1,979名の子どもたちのうち、入所したときの「主たる入所理由」が「虐待」であったものは4.9%にすぎなかつたが、「父母不明(遺棄)」1.7%、「父母、父または母の家出(蒸発)」4.6%、「養育拒否」4.5%、「主たる入所理由はその他であるが、入所後に虐待であることが判明した」3.5%があり、これらを合計すると380名(19.2%)となつた。

平成9年度に退所した子どもについての調査結果(庄司ほか、1999、以下平成9年度調査とする)では、「主たる入所理由」が虐待4.7%、父母不明(遺棄)2.4%、父母、父または母の家出(蒸発)8.5%、養育拒否6.0%、その他3.5%で、合計すると693名(25.0%)となつていて。今回の退所児に占める被虐待児の頻度(19.2%)はやや低くなっている。とくに、父母の家出(蒸発)と養育拒否の頻度が低いように思われる。これが、年次的な推移を反映し

たものなのかどうかは、継続的に調査をしていく必要がある。ただ、主たる入所理由が「虐待」の場合は頻度にほとんどがいはみられなかつた。また、「主たる入所理由」が「虐待」「遺棄」「蒸発」「養育拒否」ではなかつたが、乳児院入所後に、家庭で虐待を受けていたことが判明した子どもの頻度も両年度で差はみられなかつた。

次に、「主たる入所理由」が「虐待」であった事例について、虐待のタイプをみると、身体的虐待 79.4%、ネグレクト 17.5%、心理的虐待 3.1% であった。平成9年度調査に比べて、身体的虐待の頻度がやや高く(平成9年度 62.0%)、ネグレクトの頻度は低くなっていた(平成9年度 45.0%)。平成9年度調査では複数回答としたが、今回は身体的虐待とネグレクトとが選択された場合は身体的虐待としてカウントしたため、身体的虐待の頻度がやや高くなり、ネグレクトの頻度がやや低下したと考えられる。ネグレクトが身体的虐待に合わさっている場合も少なくないことを指摘しておきたい。心理的虐待の頻度は平成9年度と変わらず、性的虐待はいなかつた。

「主たる入所理由」が「虐待」「遺棄」「蒸発」「養育拒否」ではなく、入院後に、家庭での虐待が判明した事例における虐待タイプの内訳は、前年度調査と同様に、ネグレクトの頻度がもつとも高くなっていた。このことは、身体的虐待とは異なり、ネグレクトは表面化しにくい、あるいは判断しにくいことを示していると考えられる。

平成10年度に全国114の乳児院を退所したのは2,984名(この中に本調査の380名も含まれている)であった(全国乳児福祉協議会、1999)が、その在所期間は、1カ月未満 25.3%、1カ月～3カ月未満 13.8%、3カ月～6カ月未満 10.2%、6カ月～1年未満 13.2%、1年～2年未満 21.9%、2年～3年未満 13.9%、3年以上 1.8% であった。これを今回の調査の被虐待児群と比較すれば、明らかに被虐待児群では在所期間が短期間のものは少なく、長期間のものが多いといえる。

同じく平成10年度の全退所児の退所先は、親元引き取り 62.9%、親族宅 0.9%、児童養護施設 24.4%、障害児施設 1.6%、里親委託

7.0%、その他 3.2% であった。被虐待児群は、明らかに、親元引き取りが少なく、親族宅、児童養護施設、障害児施設、里親委託が多くなっていた。

これらのこととは、被虐待児群では在所期間が長く、しかも家庭引き取りが困難であることを示している。

3 虐待の背景要因 (1) 子ども側の要因

1)出生体重および親子分離の有無など

被虐待児群 380名の出生体重は、1000g未満 1.1%、1000g～1500g未満 3.9%、1500g～2000g未満 4.5%、2000g～2500g未満 15.3%、2500g～3000g未満 28.9%、3000g～3500g未満 23.9%、3500g以上 7.6%、無回答 14.7% であった。

同様に、未熟児室への入院については、なし 57.1%、あり 16.1%、不明 18.9%、無回答 7.9% であった。未熟児室に入院した61名(全体の 16.1%)について、入院日数をたずねると、2週間以内 23.0%、2週間～1カ月以内 18.0%、1カ月以上～7カ月以内 37.7%、無回答 21.3% であった。

乳児院入所までの親子分離経験については、あり 44.2%、なし 37.9%、不明 13.4%、無回答 4.5% であった。

乳児院入所までの児の心身の状況は、健常であったと思われるものは 57.1% で、発達の遅れや障害があった 24.2%、慢性疾患があった 4.2%、発達の遅れと慢性疾患があった 1.8%、不明 8.4%、無回答 4.2% であった。

2)考察

今回の結果は、7.5%とされる(人口動態統計、平成8年)出生体重 2500g未満の低出生体重児が 24.8% を占めており、また乳児院入所までの親子分離経験をもっているものが多いこと、発達遅滞や慢性疾患などをもっているものが多いことを示している。これらは虐待のリスク要因として知られていることではあるが、虐待への予防としては低出生体重児への育児支援、障害や慢性疾患をもつ子どもへの育児支援(松井一郎,1999; 前川喜平,1999)が重要であることを示唆していると考えられる。

4 虐待の背景要因（2）家庭の状況

1)父母の状況

被虐待児群 380 名の父母の状況については、両親がいる 50.0%、母親のみ 36.1%、父親のみ 4.2%、不明 6.3%、無回答 3.4%であった。

本児が出生したときの父母の年齢については、まず母親は、20 歳未満 11.1%、20～24 歳 22.6%、25～29 歳 27.4%、30～34 歳 16.1%、35～39 歳 9.5%、40 歳以上 4.2%、無回答 9.2% であった。父親は、無回答が多い(37.1%)ので確かにとはいえないが、20 歳未満 2.9%、20～24 歳 10.0%、25～29 歳 12.6%、30～34 歳 13.9%、35～39 歳 10.3%、40～49 歳 10.3%、50 歳以上 2.9% であった。

父母の精神的な問題の有無については、母親は、なし 32.9%、あり 41.3%、不明 22.9%、無回答 2.9% であった。父親は、なし 37.9%、あり 12.9%、不明 37.4%、無回答 11.8% であった。

2)きょうだいの状況

きょうだい数は、1人 29.7%、2人 27.9%、3 人 17.4%、4 人 8.7% で、4 人までで 3/4 となっていた。5 人から 9 人までは計 8.4% いた。無回答は 7.9% であった。

出生順位は、1 番目 34.5%、2 番目 28.4%、3 番目 14.5%、4 番目 7.4% で、5～9 番目は 7.7% であった。無回答は 7.6% であった。

対象児のきょうだいへの虐待の有無については、きょうだいはない(一人っ子)が 29.7% いたが、きょうだいがいて、その子たちは虐待を受けていないのが 19.5%、きょうだいがいて、その子たちも虐待を受けているのが 22.9% であった。そのほか、不明が 20.5%、無回答が 7.4% であった。

3)考察

父母の状況については、第1に 20 歳未満で出産した母親が多いこと、第2に父親については不明の点が多い(無回答の頻度が高い)ことを指摘することができよう。

全国乳児福祉協議会(1999)の平成 10 年度入所状況調査は主に「入所」した子どもについての調査で、今回の「退所児」を対象とした調査結果と単純に比較することはできないが、母親の年齢に関しては、被虐待児群の方が

20 歳未満は多く、30 歳代は少ないことを示唆しているといえよう。虐待のリスクとして若年の親であることはしばしば指摘されるが、本調査でも同様の結果が得られたといえる。親としての準備ができていない段階での妊娠や望まない妊娠を防ぐための対策や、妊娠した場合の援助方法を検討する必要があろう。

父親の状況については不明であることが多い、父親の「姿」が見えにくいことは、虐待の発生にも関連しているであろうし、また親への援助における困難さを予想させる。

不明が多いが、父母ともに精神的な問題をかかえているものが多いように思われる。

5 乳児院入所直後にみられた身体的、心理行動的問題

1)被虐待児の心身の問題や行動上の問題

乳児院に入所した被虐待児の心身の問題や行動上の問題を明らかにするために下記の質問項目を設定した。身体発育、精神運動発達、摂食、排泄、睡眠、感情、行動問題、習癖、保育者との関係、他の子どもとの関係について、およそ「問題なし」は 50～70% であった(表4)。

身体発育については、やせ 18.7%、低身長 9.2% がみられた。

精神運動発達については、全般的な発達遅滞が 25.3% にみられた。

摂食で目立ったのは咀しゃくがうまくできない 8.0% であった。

排泄は、問題なし 83.5% が他の項目よりも高かったが、乳児院入所児の年齢によるものといえよう。

睡眠は、夜泣き 14.4% のほか、トラウマをもった子どもにみられやすいとされる夜驚や悪夢も少數であるがみられた。

感情については、無表情 18.4%、突然に気分が変わる 10.1%、おびえ 5.8%、凍りついたような凝視 3.3% などがみられた。「突然に気分が変わる」は、被虐待児の精神症状として注目されている解離を想定したものであるが、これに当たる 37 名のうち、泣き出すというものがもっと多く(64.9%)、次いで笑い出す、ボーッとする(16.2%) であった。行動問題については、落ち着きのなさ・多動がもっと多く

みられ(9.0%)、次いで、乱暴(4.9%)、かみつき(4.4%)であった。

習癖については、指しやぶり(18.4%)がもっとも多かったが、次いで頭を打ちつける(4.1%)がみられた。

保育者との関係については、安定は48.4%と、他の項目の問題なしに比べて低かった。だれにでも絶えず抱かれたがる14.7%、関係がもちにくい10.1%、絶えずあとを追う7.9%が多くみられた。

他の子どもとの関係については、無回答が多い(24.5%)が、不安定であったも21.8%にみられた。

子どものようすで気づいたこと、および子どもの日常の養育において困ったことについての自由記述は、記入があったのがそれぞれ31.8%、27.4%であった。

2) 考察

被虐待児の精神症状に関して最近注目されているのが解離性障害である。この問題は、本研究班の分担研究「被虐待児の精神的問題に関する研究」(分担研究者:奥山眞紀子)において、児童養護施設に入所している児童について検討されている。

今回の乳児院での調査において、被虐待児の感情に関する調査項目のうちの「突然に気分が変わる」は、この解離症状を想定したものである。これまで乳幼児に関してはこのような調査はほとんどないが、今回、3歳未満であっても解離症状を示唆する反応が約10%に認められたことは興味深い知見といえよう。その具体的な反応は、「泣き出す」というのもっと多く、次いで「笑い出す」「ボーッとする」であった。ただ、今回の調査は乳児院職員の判断によるために、症状把握の精神医学的な正確さには欠けるところは否めない。被虐待児の行動を理解し、適切な対応をはかるためには正確な症状把握は不可欠であり、経験のある児童精神科医や心理士の観察が望まれよう。

6 養育にあたっての留意点

1) 養育にあたっての留意点と心理的対応

子どもの日常の養育において留意したことがあるのは58.9%で、その内容についての記述があったのは60.5%であった。「留意したこと

がある」よりもその内容についての「記述あり」のパーセンテージが高くなっているのは、子どもの日常の養育に加えて、里親への養育指導等についてふれた記述が含まれているためである。留意した内容としてもっと多く記述されていたのは「保育者と子どもの信頼関係づくり」であり、次いで「病気、ケガのケアおよび予防」「発達の遅れへのケア」であった(詳細は安藤の報告を参照のこと)。

心理的対応の必要性を感じたのは19.7%であった。実際に何らかの心理的対応を行ったのは5.2%であった。

2) 考察

被虐待児の養育にあたっては、「保育者と子どもの信頼関係づくり」に留意していることが示されたが、これは安心できる環境で生活するという虐待を受けた子どもにもっとも必要とされるに適切な配慮がなされていることを明らかにしたといえよう。他方、被虐待児の身体的なケアや発達障害への対応にも留意しており、これらは保育者への負担をもたらしていることがうかがわれた。

プレイセラピーなどの心理的対応の必要性を感じたのは約20%であったが、実際に何らかの心理的対応を行ったのは約5%にすぎなかつた。しかし、対応を行った場合でも心理士による心理療法的なアプローチというよりも、医師の助言のもとに子どもの一対一の関わりを行ったという内容が主であった(安藤を参照)。現在、3歳未満の乳幼児に対する心理療法(プレイセラピー)の技法は十分開発されておらず、現状では、乳児院での日々の養育の中で安心感あるいは安全感を経験させる環境療法的アプローチが主要な方法といえ、その面についての対応がなされていると考えられよう。ただ、心理的対応が必要と考えられるもののうち、何らかの形で実施されたのがその1/4にすぎないことは今後の課題といえる。

7 退所時にみられた子どもの身体的、心理行動的問題

1) 退所時にみられた子どもの心身の問題

前述の「乳児院入所後にみられた心身の問題」にほぼ対応する項目について、入所後の経過および退所時の状況についての概略を

知る項目を設けた。概略を述べると、おおよそ60%は入所時からとくに問題がなかったものである。入所時に問題がみられたが、その後改善したのは10~20%、退所時まで問題が継続したのは5~15%、入所時にはみられなかつた問題が後に現れたのは3~7%、無回答5~10%であった(表5)。

2)考察

表5には子どもの身体的、心理行動的問題の推移が全体(380名)の中で示されている。安藤の報告は各項目について「もともと問題はなかった」数を除いて集計したが、それによると、入所直後にみられた問題のうち、「保育者との関係」の改善率がもっとも高く、次いで「他児との関係」「感情」となっていた。これに対して、「行動問題」「習癖、こだわり」は改善率が低く、しかも入所直後にはみられなかつたのに経過の中で発現してきた割合が高くなっていた。「保育者との関係」の改善は前項で述べた、被虐待児の養育における配慮が功を奏したとみることができよう。他方、「行動問題」「習癖、こだわり」はこれらを有する子どもの「養育のむずかしさ」をもたらすものであり、養育者のいだちや虐待の再発をもたらしかねないことに十分留意する必要がある。

8 父母とのかかわり、支援の状況

1)父母の面会について

親によるはじめての面会の時期は、入所後1週間以内13.2%、1週間~1カ月以内32.9%、1カ月~3カ月以内9.2%、3カ月~6カ月以内6.3%、6カ月以後7.4%となっていたが、面会がなかつたものも28.4%いた。

父母のおおよその面会頻度は、週1回程度11.6%、月1~3回程度23.7%、数カ月に1回程度17.6%、年に1~2回9.7%となっており、面会は入所のときのみ4.7%、まったく面会はなかつた26.8%であった。

面会時のようについては、面会があつた246名において、何らかの問題があつたのは37.0%であった。また、父母の面会において、何らかの留意をしたというは48.4%であった。

2)父母とのトラブル等について

父母の引き取り要求があつたのは13.8%で

あつた。また、父母とトラブルがあつたのは10.6%であった。

3)考察

面会は、親子関係を維持、あるいは形成する重要な手段といえる。今回の対象児については、面会頻度は、「まったくない」から「週1回程度」までかなり幅広いものであつたが、やはり面会頻度の低い場合が多い。面会がある場合、約1/3で何らかの問題があり、約半数で何らかの留意をした。また、強引な引き取り要求があつたのは約14%、トラブルがあつたのは約10%であった。これらの児の保護者との関係において、面会や引き取りに関して問題やトラブルが生じることがある。その対応には従来は施設長があつたことが多かつたと考えられるが、家庭支援専門相談員の導入や児童相談所とのいっそうの連携が必要といえよう。

9 関係機関との連携

1)児童相談所との連携

児童相談所との連携がよくとれたのは69.5%、連携がとれなかつた14.7%、無回答15.8%であった。

ケースカンファレンスを行つたのは33.9%で、その場合の出席者は児童相談所の児童福祉司26.1%、心理判定員20.3%と、保健婦6.3%、その他8.4%であった。

2)児童養護施設等との連携

退所にあたつての児童養護施設との連携に関しては、児童養護施設へ措置変更となつた156名のうち、連携があつた17.9%であった。

退所先が家庭の場合、児童相談所のほかに連携を取つた機関(職員)は、親元へ引き取られた111名のうち、福祉事務所16.2%、保育所14.4%、保健所9.9%、保健所・保健センター7.2%、民生児童委員・主任児童委員3.6%、その他9.9%であった。しかし、無回答46.8%と、その他に「なし」と記入11.7%も少なくなつた。

3)退所後のアフターケア

退所後のアフターケアに関しては、もともとアフターケアは行つていない34.2%、他の施設へ行つたので行つていない26.3%、短期間フォローアップした12.6%、1年程度フォローアップした9.7%、無回答17.1%であった。短期

間フォローアップした方法は(N=48、複数回答)電話 66.7%、乳児院に来所してもらう 29.2%、家庭訪問 8.3%、無回答 12.5%であった。退所後1年程度フォローアップしたときの方法は(N=37)、電話 64.9%、乳児院に来所してもらう 32.4%、家庭訪問 10.8%、無回答 24.3%であった。

4) 考察

アフターケアに関しては、短期間(1~3カ月程度)フォローアップを行ったのは 12.6%、1 年程度行ったのは 9.7% であった。フォローアップの方法としては電話によるものが約2/3で、乳児院に来所してもらう、家庭訪問を行うというのは少なかった。今回の対象児は、家庭へ引き取られても、その後の養育に関するリスクが高いといえる。したがって、フォローアップは重要であると考えられるが、それは必ずしも十分とはいえない状況にあった。それは、フォローアップのための職員がいないことによるところが大きいと考えられる。平成 11 年度から家庭支援専門相談員がすべての施設ではないにしろ配置され、フォローアップも業務の一部と考えられる。今後、家庭支援専門相談員が増加するにともない、フォローアップの充実が期待されよう。

D. 全体の考察

乳児院入所児における被虐待児の実態および対応の現状を明らかにするために、平成 10 年度に乳児院を退所した子どもたちを対象とした調査票による個票調査を行った。その結果、全国 114 の乳児院のうち 80 施設から 380 票の有効回答が得られた。平成 10 年度にこれら 80 カ所の乳児院を退所した子どもは 1,979 名であり、そのうちの 380 名(19.2%)が「虐待」「父母不明(遺棄)」「父母の家出(蒸発)」「養育拒否」など、虐待そのものないし虐待と密接な関連のある状況におかれた子どもと考えられた。これは、平成9年度退所児を対象とした前年度の調査(庄司ほか,1999)の 25.0%より若干低い値となっている。前年度調査よりも今回は調査票の内容が詳しく、虐待の定義がより明確であったことや、回収率が低下したことなどによるのかもしれない。しかし、い

ずれにしろ、乳児院への入所において主たる理由が「虐待」であることは少ない(4.9%)が、「遺棄」「父母の家出(蒸発)」「養育拒否」など、退所した子どもたちの1/4ないし1/5は虐待ないし虐待と密接な関連のある状態といえる。

これら被虐待児群は、その他の理由による乳児院入所児と比べて、在所期間が長く、しかも家庭引き取りが困難であることが示された。また、低出生体重児の割合が高いこと(24.8%)、乳児院入所までの親子分離経験をもっているものが多いこと、発達遅滞や慢性疾患などをもっているものが多いことが示された。さらに、被虐待児群の父母の状況については、20 歳未満で出産した母親が多いこと、父親については不明の点が多いことが指摘されるとともに、父母ともに精神的な問題をかかえているものが多いことが示唆された。これらのこととは、被虐待児群が乳児院入所児の中で特徴をもつた一群であることを示している。

これらの結果から、虐待への予防としては低出生体重児への育児支援、障害や慢性疾患をもつ子どもへの育児支援が重要であることが示唆されるとともに、親としての準備ができていない段階での妊娠や望まない妊娠を防ぐための対策や、妊娠した場合の援助方法を検討する必要が示唆される。父親の「姿」が見えにくいことは、虐待の発生にも関連しているであろうし、また親への援助における困難さを予想させる。

被虐待児の心身の問題や行動上の問題を明らかにするために、身体発育、精神運動発達、摂食、排泄、睡眠、感情、行動問題、習癖、保育者との関係、他の子どもとの関係についてたずねたが、「問題なし」は項目により、おおよそ 50~70% であった。このことは、被虐待児群では心身の問題や行動上の問題を有するものが少なくないことを示しており、その養育の困難さが示唆される。実際、これらの児の養育にあたっては、「保育者と子どもとの信頼関係づくり」に留意していることが示されたが、これは安心できる環境で生活するという虐待を受けた子どもにもっとも必要とされることに適切な配慮がなされていることが明らかにされた。ただ、プレイセラピーなどの心理的対応の必要性を感じたのは約 20% あったが、実際に何ら

かの心理的対応を行ったのは約 5%にすぎなかつた。心理的対応のあり方についての検討が必要であろう。入所直後にみられた心身の問題や行動上の問題のその後の推移をみると、「保育者との関係」や、「他児との関係」「感情」は改善率が高かつたが、「行動問題」「習癖、こだわり」は改善率が低く、しかも入所直後にはみられなかつたのに経過の中で発現してきた割合が高くなっていた。「保育者との関係」の改善に関しては乳児院での養育における配慮が有効であったことを示唆しているが、乳児院退所後に継続する問題が予想され、長期にわたってきめ細かい対応が必要とされる場合もある。

父母との関わりに関しては、まず面会が親子関係を維持、あるいは形成する重要な手段と考えられるが、面会頻度はかなり差があるようであった。面会がある場合、約 1/3 で何らかの問題があり、約半数で何らかの留意をした。また、強引な引き取り要求があったのは約 14%、トラブルがあったのは約 10% であった。このように、父母との関わりにおいても問題やトラブルが生じることも予想される。したがって、児童相談所とのいっそうの連携や家庭支援専門相談員の積極的な導入などにより、より専門的な対応やアフターケアを行う体制の整備が求められよう。

今回の報告は、被虐待児群全体についてにとどまり、今後、虐待のタイプや子どもの年月齢によるクロス集計によりさらに詳細に検討をすすめたい。

E. 結 論

乳児院入所児における被虐待児の実態および対応の現状を明らかにするために、平成 10 年度に乳児院を退所した子どもたちを対象とした調査を行つた。その結果、全国 114 の乳児院のうち 80 施設から 380 票の有効回答を得られた。

平成 10 年度にこれら 80 カ所の乳児院を退所した子どもは 1,979 名であり、そのうちの 380 名(19.2%)が「虐待」「父母不明(遺棄)」「父母の家出(蒸発)」「養育拒否」など、虐待そのものないし虐待と密接な関連のある状況におか

れた子どもと考えられた。

在所期間や退所先、虐待の背景要因(子ども側の要因、父母の状況)などから、被虐待児群は乳児院入所児の中で特徴をもつた一群であることが示された。

また、被虐待児群では心身の問題や行動上の問題を有するものが少なくないことが明らかになり、その養育の困難さが示唆された。これらの児の養育にあたっては、「保育者と子どもの信頼関係づくり」に留意していることが示され、さらに心理的対応の必要性が感じられたのは約 20% の事例であったが、実際に何らかの心理的対応を行つたのは約 5% にすぎず、心理的対応のあり方についての検討が必要であると考えられた。入所直後にみられた心身の問題や行動上の問題のその後の推移をみると、「保育者との関係」や、「他児との関係」「感情」は改善率が高かつたが、「行動問題」「習癖、こだわり」は改善率が低く、乳児院退所後にも継続する問題が予想され、長期にわたってきめ細かい対応が必要なこともあると考えられた。

父母との関わりに関しては、問題やトラブルが生じることも予想され、児童相談所とのいっそうの連携や家庭支援専門相談員の積極的な導入などによる、より専門的な対応が求められると考えられた。

今回の報告は、被虐待児群全体についてにとどまつたので、今後、虐待のタイプや子どもの年月齢によるクロス集計によりさらに詳細に検討をすすめる必要がある。

F. 文 献

安藤朗子:研究実績報告書、平成 11 年度厚生科学研究「子ども家庭総合研究事業研究実績報告書」恩賜財団母子愛育会、印刷中
前川喜平:要観察児等いわゆるハイリスク児の育児支援及び療育体制の確立に関する研究、平成 10 年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第 3 / 6)、p.109-244, 1999

松井一郎:虐待の予防、早期発見及び再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究、平成 10 年度厚生科学研究